

1 空き家相続登記等補助



空き家の適切な登記を促進するため、相続登記等費用の一部を補助します。

○補助対象となる経費

- ・空き家の相続登記、未登記の空き家の登記に関する司法書士等へ支払う費用
- ※現況測量を行うための土地家屋調査士への費用も対象です。
- ※登録免許税は、対象外です。

対象経費の1/2

上限 **5** 万円



必ず契約前に補助金の申請をしてください。

契約の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

補助申請には、次の要件を**全て**満たす必要があります。

対象者

- ☐ 個人の空き家の所有者又は相続人であること
- ☐ 市税に滞納がないこと
- ☐ 申請した年度の3月10日までに実績報告ができること

対象物件

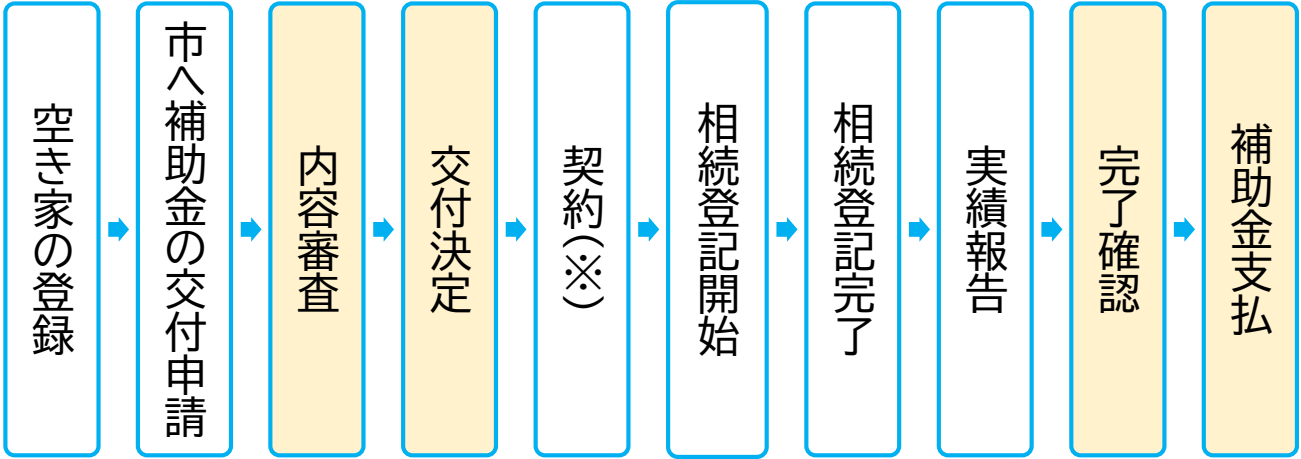
- ☐ 江田島市に登録された相続登記が未了の空き家
※江田島市に登録された空き家とは
半年以上、居住実態のない家屋(長期入院などの場合を除く)について、江田島市に登録の申請がされたものです。
- ☐ 相続登記完了後に単独所有となる空き家
※未登記の場合は、広島法務局呉支局へ表示登記及び保存登記を併せて行うこと。
- ☐ 相続登記完了後に居住又は空き家バンクに登録する空き家

空き家の所有者や購入者が家財道具を処分し、居住や空き家バンクに登録する場合には…

家財道具等処分補助が利用できます。

対象経費の1/2 上限 **5** 万円

補助金申請の流れ



※契約後に金額の変更などがある場合は、変更申請が必要です。

申請に必要な書類

必ず契約前に補助金の申請をしてください。
契約の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

No	必要書類	備考
1	交付申請書	・市HPからもダウンロードできます。
2	空き家の現在の所有者が確認できるもの	・登記事項証明書(法務局で取得可能) ・名寄帳兼課税台帳(市税務課で取得可能) どちらかを提出してください。(コピー可)
3	見積書の写し	・司法書士と土地家屋調査士で別々の見積書の場合は、両方提出してください。
4	市税等に滞納がないことを証明する書類	・各市区町村の税担当課で取得できます。 ・江田島市に納税義務のある方は、江田島市のものを提出してください。 ・江田島市に納税義務のない方は、お住まいの市区町村のものを提出してください。
5	誓約書兼確認書	・市HPからもダウンロードできます。

実績報告時に必要な書類

報告期限:3月10日まで

- ・事業実績書
- ・領収書の写し
- ・変更後の家屋の登記事項証明書
- ・居住の方は、住民票の写し
- ・空き家バンクに登録の方は、空き家バンク登録申請書の写し

空き家バンクとは

江田島市にある空き家を有効活用して、移住・定住の促進と地域の活性化を図る取り組みで、空き家の所有者に物件の登録をしていただき、利用希望者へ紹介する制度です。

登録するには、条件があります。詳しくは、企画振興課へお問い合わせください。

電話:0823-43-1630

メール:kikaku@city.etajima.hiroshima.jp

問合せ先

江田島市 土木建築部 都市整備課

電話:0823-43-1647 / メール:toshi@city.etajima.hiroshima.jp